

四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務企画提案実施要領

1. 目的

本実施要領は、四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

区分	業務名
業務 1	四国中央市下水道管路点検調査業務（ドローン等・AI・クラウド）
業務 2	四国中央市下水道管路調査業務（ドローン等・AI）
業務 3	四国中央市下水道管路調査業務（自走式 TV カメラ・AI）
業務 4	四国中央市下水道マンホール点検業務

(2) 業務内容

業務内容については、別紙「四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 受託予定者数と提案上限額

区分	受託予定者数	提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	標準数量
業務 1	1 者	一金 17,218,300 円	約 3,813m
業務 2	1 者	一金 3,845,600 円	約 1,422m
業務 3	1 者	一金 3,906,100 円	約 1,084m
業務 4	2 者	1 者当たり 一金 1,742,400 円	1 者当たり約 500 基

3. 選定方式

参加資格要件の確認による第 1 次審査を事務局にて行い、第 2 次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務受託者選定委員会（以下「委員会」という）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

4. 事務局

四国中央市 水資源部 下水道課 整備計画係

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町 25 番地

電話：0896-28-6230 / FAX：0896-28-6463

E メール：gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

5. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

① 参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

区分	構成
業務 1	単体企業、又は共同企業体
業務 2	単体企業、又は共同企業体
業務 3	単体企業
業務 4	単体企業

※単体企業、共同企業体ともに、業務 1 から業務 4 の関連 4 業務に重複して参加表明することはできない。

(2) 本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

【全業務共通】

- ①令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等又は業務委託）を提出している者又は令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ③参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

【業務別参加条件】

区分	資格・体制
業務 1	①管路調査について複数の調査手法を実施できる体制を有すること。体制は、単独又は共同企業体のみだけでなく、下請を含む体制も可とする。 ②管路の画像診断に係る AI 技術の上下水道 DX カタログ掲載技術を構成員が保有していること。 ③管路の点検調査画像の記録管理を行えるクラウド GIS の上下水道 DX カタログ掲載技術を構成員が保有していること。 ④②③における技術保有の条件としては、公告日において上下水道 DX カタログに掲載申請している技術は適用可能とする。 ⑤次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置すること。 管理技術者は、技術士法に基づく「総合技術監理部門（下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」、公益社団法人（以下、（公社）という。）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有すること。 ⑥次に掲げる要件を満たす者で、現地調査を行う調査責任者を 1 名配置できる者であること。 調査責任者は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有すること。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係を限定するものではない。

業務 2	①上下水道 DX カタログに掲載されているドローン等の実機を自社保有していること。 ②調査において取得した画像・映像から AI 診断を自社又は業務 1 と連携により実施できること。 ③次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置すること。 管理技術者は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」、又は同等以上の技術的能力を有すること。 同等以上の技能的能力を有する者とは、ドローン、ロボット、AI、閉鎖空間調査等のインフラ点検・調査において技術責任者、プロジェクトマネージャ、研究開発責任者等の経験を有する者とする。 ④次に掲げる要件を満たす者で、現場作業時に管路の調査及び判定を現地にて直接携わる調査責任者を 1 名配置できる者であること。 調査責任者は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有すること。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係に限定するものではない。 ⑤次に掲げる要件を満たす者で、ドローン等を使用する場合は、実績のある操作者を 1 名配置できる者であること。 ドローン等操作者は、使用機体のメーカー等による操作教育修了又は同等の閉鎖空間操縦実績を有すること。
業務 3	①愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。 ②自走式 TV カメラ機器を保有していること。 ③調査において取得した画像・映像から AI 診断を自社又自社が利用する AI、もしくは業務 1 と連携により実施できること。 ④次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置すること。 管理技術者は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有すること。 ⑤次に掲げる要件を満たす者で、現場作業時に管路の調査及び判定を現地にて直接携わる調査責任者を 1 名配置できる者であること。 調査責任者は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有すること。なお、調査責任者は、発注者の承諾を得た場合、直接的な雇用関係に限定するものではない。
業務 4	①四国中央市内に本店を有すること。 ②次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）で、業務の技術上の管理及び統括を行う管理技術者を配置すること。 管理技術者は、下水道、上水道、道路、管工事その他これらに類するインフラ施設の維持管理・点検・施工管理について、原則として 3 年以上の実務経験を有すること。 ③次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）で、点検班の業務の統括を行う点検責任者を配置すること。 点検責任者は、マンホール、管路、道路施設その他これらに類する施設の点検・維持管理・施工について 1 年以上の実務経験を有すること。 ④管理技術者と点検責任者は、それぞれの要件を満たし、業務遂行上支障がない場合は兼務することができる。

(3) 複数の事業者等により構成される共同企業体の要件は以下のとおりとする。

- ①共同企業体を構成する全ての事業者は、前項【全業務共通】①から⑥までの要件を満たす者であること。
- ②必ず共同企業体の代表者を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した「共同企業体構成表（様式４）」及び「共同企業体協定書（様式５）の写し」を提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、「共同企業体協定書の写し」は、契約締結までに提出すれば足るものとする。
- ③共同企業体として参加する場合は、当該業務に係る【業務別参加条件】を共同企業体全体として満たすこと。ただし、各配置技術者の所属、資格及び雇用関係については、当該業務別参加条件に定めるところによる。
- ④共同企業体の構成員の数は、２者又は３者とする。
- ⑤共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の最低出資比率は、２者で構成される共同企業体の場合は３０％以上とし、３者で構成される共同企業体の場合は２０％以上とする。
- ⑥本業務で結成された共同企業体の構成員は、本業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で関連業務の提案を行うことは認めない。
- ⑦参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

6. 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

7. 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募開始	令和８年１０月５日(月)
質問書の提出期限	令和８年１０月１４日(水) １７時必着
質問書の回答日	令和８年１０月１６日(金)
入札参加資格審査申請書の提出期限（未提出の場合）	令和８年１０月１４日(水)
参加表明書等(第１次審査)の提出期限	令和８年１０月２０日(火) １７時必着
第１次審査結果通知日	令和８年１０月２１日(水)
企画提案書等(第２次審査)の提出期限	令和８年１１月２日(月) １７時必着
第２次審査(プレゼンテーション)の実施日	令和８年１１月４日(水)
第２次審査結果通知日	令和８年１１月上旬予定
契約締結日	令和８年１１月中旬予定

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

(1) 提出書類

質問書（様式７）によること

(2) 提出方法

電子メールにて送信すること

(3) 受付期限

令和８年１０月１４日（水） １７時まで（必着）

(4) 提出先

Eメール：gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(5) 質問への回答方法及び公表

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。また、全ての質問について令和8年10月16日（金）17時までに市ホームページで公表する。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

9. 参加表明書等の書類提出

(1) 提出期限

令和8年10月20日（火）17時必着（提出が遅れた場合は、参加を認めない。）

(2) 提出先

「4. 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

下記(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「(参加希望する業務1～4のいずれかの業務名) 参加表明書」と記載すること。

(4) 提出書類

以下の様式等については、別添様式を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

①参加表明書（単体企業）【様式1】	1部
②参加表明書（共同企業体）【様式2】	1部
③会社概要（単体企業・共同企業体）【様式3】	1部
④共同企業体構成表（共同企業体）【様式4】	1部
⑤共同企業体協定書（共同企業体）【様式5】	1部
⑥業務実績確認書（単体企業・共同企業体）【様式6】	1部
⑦質問書（単体企業・共同企業体）【様式7】	1部
⑧撮影依頼書【様式8】（業務3：必要な者のみ）	1部

10. 第1次審査の実施

(1) 参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

(2) 参加表明をした者の数が各業務において5者を超える場合は、第2次審査の対象者として、委員会において各業務毎に5者選定する。選定に当たっては、業務実績、配置予定体制、保有技術その他当該業務の履行能力を総合的に確認するものとし、地方公共団体等における受注実績の有無又は件数のみをもって選定しない。

11. 第1次審査結果の通知

(1) 通知日

令和8年10月21日（水）

(2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。また、審査合格者には、下記の事項を併せて通知する。

① 企画提案書で使用する提案者記号（例：A社、B社、C社、…等）については、事務局が決定する。

② 第2次審査の日時、会場等

12. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書及び価格提案書の提出期限

令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) 1 7 時必着 (提出が遅れた場合は参加を認めない。)

(2) 提出先

「4. 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法は、様式集を参照のこと。

(4) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書 1 0 部

ア 企画提案書表紙【様式 9】

イ 企画提案書【任意様式】

② 業務管理予定体制書【様式 10】 1 部

区分	対象様式
業務 1	様式 10- 1
業務 2	様式 10- 2
業務 3	様式 10- 3
業務 4	様式 10- 4

③ 企画提案誓約書【様式 11】 1 部

④ 価格提案書【様式 12】 1 部

ア 価格提案書には、会社名、代表者役職、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 提案金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

ウ 価格提案書には、提案価格の根拠となる見積内訳書を添付すること。様式は任意とするが、仕様書に記載の業務の内容に応じて記載すること。なお、業務 1 の提案者は、業務 2 相当の調査単価 (円/㎡)、業務 3 相当の調査単価 (円/㎡) 及び業務 4 相当の点検単価 (円/基) を明示すること。

エ 価格提案書は封入及び封緘すること。

13. 企画提案書の記載内容及び作成方法

(1) 企画提案書の記載内容

提案者は、四国中央市下水道管路点検調査関連 4 業務仕様書に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。なお、提出書類によりプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

① 業務遂行能力及び実施体制について

業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

なお、業務 1～4 の受注者には、発注者が下水道スマートメンテナンスツールの利用者 ID を貸与する。

業務 4 の先行点検結果は同ツールに登録後、業務 1～3 が直接参照し、調査計画及び安全対策等に活用することを前提として提案すること。

② 企画提案

区分	企画提案内容
業務 1	①管路点検調査における使用機器、適用条件、提案数量について ②業務 2～4 との連携手法（データ管理、AI 診断）について ③独自提案
業務 2	①管路調査における使用機器、適用条件、提案数量について ②AI 診断を前提とした操縦・操作方法による実調査動画による説明 ③健全度判定に利用出来る自社（構成員を含む）AI の活用の有無について
業務 3	①管路調査における使用機器、適用条件、提案数量について ②DX の取組について ③健全度判定に利用出来る自社（自社が利用する）AI の活用の有無について
業務 4	①マンホール点検における提案数量について ②現場対応力について

③提案数量

標準数量は目安であり、提案上限額の範囲内で、業務 1～3 については、提案技術の特性に応じた数量増減を認める。標準数量を下回る場合は、高度な計測、比較実証等により合理的理由を示すこと。

業務 4 の提案数量は、標準数量を下回することは認めない。

なお、業務 4 では下水道スマートメンテナンスツールで対象施設 ID の前回点検・調査日時及び内容を確認し、点検予定日から過去 3 年以内に点検が実施された施設は原則除外する。除外により不足する数量は、発注者と協議のうえ未点検施設等へ振り替え、標準数量を確保するものとする。具体的な対象選定方法は業務仕様書による。

④ 業務 1 における独自提案

仕様書の記載事項に加えて独自提案がある場合はその内容を記載すること。

⑤ 業務 2 における実調査動画について

プレゼンテーションに使用する実調査動画の利用については、当該施設の管理者の了承を事前に得ておくこと。実調査動画の撮影場所については、プレゼンテーション時に具体的な位置を示すこと。

なお、プレゼンテーションに使用できる実調査動画を保有していない者は、参加表明書提出時に事務局に【様式 8】により申し出ること。第 1 次審査結果の通知時に、撮影場所を指示する。

(2) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① プロポーザルでは、最適な受注者を選定するために必要な企画提案を求めるものであり、契約後に作成する成果品と同程度の詳細な資料を求めるものではないが、提案内容の実現性、適用性、安全性及び効果を確認できる根拠を示すこと。
- ② A 4 判サイズとし、縦横は任意とする。A 3 判も可とするが、A 4 サイズに折り込むこと。ページ数は表紙を含めて下表のページ数以内（A 3 判は片面につき 2 ページとカウントする。）にまとめ、ページ番号を付しておく。

区分	ページ数
業務 1	10 ページ以内
業務 2	5 ページ以内
業務 3	4 ページ以内
業務 4	3 ページ以内

- ③ 提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記（例：A 社、B 社、C 社、…等）を使用すること。

- ④ 企画提案書の専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、委員が理解しやすいものとする。審査を担当する委員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- ⑤ 企画提案書は文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載することとし、多色刷り、両面印刷を可とする。
- ⑥ 提案内容に、上下水道 DX 技術カタログの掲載技術を活用する場合は、上下水道 DX カタログに掲載されている技術名を記載すること。

14. 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施

(1) 開催日時

令和8年11月4日（水）

※ 開始時間及び会場等詳細は、別途電子メールにより連絡する。

※ リモートでの実施とすることがある。

(2) 基本的な考え方

- ① 受託者の選定については、「別紙1-1～1-4 評価基準表」の企画提案書評価とプレゼンテーション能力の項目において評価することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。
- ② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案した詳細な単価を増額することはできないものとする。
- ③ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。
- ④ 業務2～4の応募者がいない、必要数に満たない又は受託者が特定できない場合は、業務1の受託者が価格提案時に提示した追加業務用単価に基づき、当該業務を追加することができる。業務1の提案者は、業務2相当の調査単価（円/㎡）、業務3相当の調査単価（円/㎡）及び業務4相当の点検単価（円/基）を、見積内訳書に明示すること。
- ⑤ 業務1の応募者がいない又は受託者を特定できない場合は、業務2～4は提案数量および提案内容までの業務を行うものとする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- ① 業務1のプレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は40分程度とする。（1者につき説明20分以内、質疑20分程度）
- ② 業務2～4のプレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は20分程度とする。（1者につき説明10分以内、質疑10分程度）
- ③ 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・ディスプレイによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、ディスプレイ（75型ワイド液晶ディスプレイ）、コード類（HDMI to HDMIのみ）は市が用意するものとする。
- ④ 提案者の出席は単体企業、共同企業体ともに4名以内とする。なお、本業務に携わる者を1名以上含めることとする。
- ⑤ 共同企業体においては、名各構成員から1名以上出席するものとする。
- ⑥ 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）
- ⑦ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

(4) 選定基準

①受託者の決定にあたっては、「別紙 1－1～1－4 評価基準表」の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「企画提案書評価」の点数が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

なお、価格評価点については、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

区分	価格評価点
業務 1	(基準価格÷貴社提案価格) ×10 点
業務 2	(基準価格÷貴社提案価格) ×20 点
業務 3	(基準価格÷貴社提案価格) ×30 点
業務 4	(基準価格÷貴社提案価格) ×40 点

小数点以下四捨五入とする。

②最低基準点を 60 点とし、これを下回る提案は特定しない。

15. 第 2 次審査結果の通知

(1) 通知日

令和 8 年 1 1 月上旬予定

(2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

16. 業務委託契約

(1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

(2) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とする。

(3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

ただし、業務 1 については、業務 2～4 の受託状況により、価格提案書により提案があった単価により、再算定した金額とする。

(4) 費用の支払い

委託料の支払いは、業務完了後とする。

(5) 契約保証金

四国中央市契約規則（平成 16 年規則第 50 号）第 43 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 45 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5. 参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

17. 提案者の失格要件

(1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

(2) 参加表明者以外の者が行った提案

(3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合

(4) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

- (5) 価格提案書記載の提案価格が提案上限額を超えた場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 評価点が最低基準点(60点)を下回った場合
- (9) その他、委員会が不適格と認めた場合

18. その他留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (4) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (6) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (7) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (8) 価格提案書の開封は、本業務に関係のない職員立会いのもと、事務局において行うものとする。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。